

第 3 回
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会
会 議 録

平成 1 5 年 9 月 2 4 日

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

第3回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

議事日程

第3回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会
(平成15年9月24日 14時00分 開会)

日程第1 開会

日程第2 諸般の報告

日程第3 協議事項

協議第3号 協議項目の調整方針について

協議第5号 3町村の合併の意義について

協議第6号 新町の将来像と方向性について

協議第7号 国・道からの財政支援について

日程第4 その他

第4回任意合併協議会の開催期日について

期日 10月20日(月)午後2時

場所 幕別町百年記念ホール講堂

住民説明会の開催について

日時 10月1日(水)～10月7日(火)

場所 各町村

日程第5 閉会

会 議 録

第3回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

- 1 開催年月日 平成15年9月24日
- 2 招集の場所 忠類村ふれあいセンター福寿 多目的ホール
- 3 開会 9月24日 14時00分宣告
- 4 応集委員 全委員
- 5 出席委員 (18名)
幕別町 岡田和夫 西尾治 本保証喜 瀧瀬太郎 多田順一 若原輝男
更別村 安村豊治 江本信吉 渡辺春雄 本多芳宏 林中建夫 鈴木英治
忠類村 遠藤清一 邊見敏夫 杉坂達男 齊藤順教 帰山孝夫 村上富二
- 6 幹事
更別村 田中博幸 上田幸彦
忠類村 川島広美 水谷幸雄
- 7 事務局
局長 金子隆司 次長 阿部義昭 総務広報班長 飯田晴義
計画調整班長 原田雅則 班員 三好光幸 細澤正典 森範康 和田智旭
- 8 提出案件
協議第3号 協議項目の調整方針について
協議第5号 3町村の合併の意義について
協議第6号 新町の将来像と方向性について
協議第7号 国・道からの財政支援について

議事の経過

(平成15年9月24日 14:00 開会)

[開会]

議長 何かとお忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は全員の委員の皆さんの御出席をいただいております。

ただ今から、第3回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会を開会いたします。

それでは本日の会議を開きます。

協議事項に入る前に、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局長。

[諸般の報告]

局長 諸般の報告をいたします。

協議会委員のうち、議会選出委員の役職名の変更がありましたので、御報告を申し上げます。

更別村議会選出の本多芳宏委員が、9月22日に開催されました更別村議会市町村合併調査特別委員会において、副委員長から委員長に就任されましたので、御報告を申し上げます。

次に、議案及び資料の一部に訂正力所がありましたので、既に差し替えをお願いいたしましたところであります。

以上で、ございます。

[協議第3号 協議項目の調整方針について]

議長 それでは、協議事項に入ります。

協議第3号「協議項目の調整方針について」を議題といたします。

この件につきましては、先般の第2回協議会で継続協議となったところであります。

協議項目調整方針のうち、協議項目4番目の「新町の事務所の位置」、並びに協議項目5の「支所、出張所の位置」についてであります。

事務局より、再度説明をいたします。

局長 協議第3号「協議項目の調整方針について」を御説明申し上げます。

議案書、資料とも1ページになります。

本議件につきましては、前回から継続協議となっているものであります。

資料1ページに、他の任意協議会における事務所の位置に関する協議状況を載せてあります。この資料につきましては、9月6日から9月11日までの間、全国の任意協議会のホームページにアクセスをいたしまして調査したものであります。調査日以降に協議を行った場合、ホームページ未開設の任意協議会につきましては、把握しきれれておりませんので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

調査結果を申し上げますと、「新設合併」と決定した任意協議会が全国で133ありましたが、このうち、事務所の位置を協議議題とした協議会が50でありました。

この50の協議会の内訳につきましては、任意協議会で決定したのが33協議会、任意協議会で方針を決め、法定協議会で決定するとしたのが14協議会、任意協議会では協議を行わず、法定協議会で協議するとしたのが3協議会でありました。

資料の2ページから15ページまでにつきましては、調査をいたしました任意協議会ごとの構成市町村、人口、面積の状況をまとめたものであります。

以上です。

議長 今、事務局から説明がありましたけれども、この協議項目の「新町の事務所の所在地」あるいは、協議項目5の「支所、出張所の位置」について、御意見等ございましたらお願いをしたいと思います。

どうでしょうか。どうぞ、忌憚のない御意見等ございましたら、お願いをしたいというふうに思います。

委員 前回の協議会においては、忠類村からは、幕別町に事務所を置くということの内容の意見を述べ

ました。それは現在、継続ということになっているのですが、忠類村としては変わりません。

議長 今、忠類村さんからの御意見ありましたけれども、更別村さんの御意見はどうでしょうか。

委員 更別の考えとしましては、この調整方針のままで良いと思いますけれども、これから財政シミュレーションとか、いろいろされると思いますが、その中で、幕別方向で基本的な考えをもって、法定協によって決定するという考えの方が良いのではないかと思います。

議長 幕別側の方からは何かありますでしょうか。

委員 この間もお話しましたように、この方針を決めるに当たっては、今の段階で採決をするような決め方はしたくないという考え方をもちまして、それぞれの町村に違いがあるのであれば、今、更別さんの方で言われましたように、調整方針についてはこのままにして、場合によっては法定協議会で決めることもよろしいのではないかとというようなことで幕別町としては考えております。

議長 ほかに、特にございませんか。

委員 私の方で付け加えて発言をしたいと思っておりますけれども、更別の考え方といたしましては、基本的には法定協議会で議決をするべきだというふうに思っております。今の段階で、任意協は方向性を示すのでありますから、幕別町の方向性をもって任意協議会で、あっ、法定協議会で議決をすべきだと、こういう大半の意見でございます。

その辺、今のこの現行のままですと、現庁舎の一部ということですけど、私たちは幕別町という固有名詞を使って、その方向性で法定協にのるべきという考え方でありますので。

議長 ほかにありますか。

暫時休憩いたします。

【休憩】 14 : 05

【再開】 14 : 11

議長 それでは、休憩を解いて再開をしたいと思っておりますけれども。

委員 忠類村としては、一貫して任意協議会で一つの役場庁舎を決めるべきだと、こういう考え方なのですよ。ということはずね、その一つを決めないというと、事務の方でもって、いろんな面で支障がくるのではないのかという思惑があるのですよね。

だから、そういうことを考えていくというと、この任意協議会で決めるのも、法定協議会でなければならんというその趣旨が、私らは一貫しているからわからないのだけれども、その辺で、事務の方で決めていかなかったら支障がないのかどうか、事務局答弁してください。

議長 事務局。

局長 御指摘のとおりでありまして、今回の財政シミュレーションにおきましても、何々として仮定をしまして、それでシミュレーションを組んだところであります。

どこがどうであるかということについて、非常に投資的経費等々も大きく違ってまいります。

以上です。

委員 いずれにしても、これは一つには決めなければならないことなんですから、法定協に、このままずるずる継続にしていくというと、あとの、例えばいろんなものが出てきた問題だって、一つの庁舎を決めるのにも法定協、法定協とって、任意協議会は、それは法定協の、言葉は良いかどうかわかりませんが、予備的なものだというふうに理解はしているけれども、やっぱり任意協議会で決めれるものは決めていかんことには、やっぱり一步も進んでいかないのではないかなと、こんなふうな懸念があるんですよ。

そういうことで、うちの忠類村としては一貫して任意協議会で決めるべきだと。この考え方には、先ほど議長も申しましたとおり、変わりありませんので。

議長 そういう忠類村さんからの御意見もあるわけですけども、一方、更別村さんの方からすると、先ほどお話があったように、任意協でなくて法定協で決めていくことがいいのだろうという御意見もいただいているわけでありまして、そうした中で、今、修正案を出させていただいて、もう一度協議をしていただくということで、どのようなものでしょうか。

よろしいでしょうか。

(了解の声あり)

議長 ただ、これは今の修正案は、あくまでも更別から出ている法定協議会をもって決定をしていきたいという、その意向を汲んだ中での修正案ということにはなりますけども、ただ、その中では、今、配りますけども、その文面の中に幕別町役場の現庁舎を本庁舎としてというような一句を入れて、さらにそれを法定協議会へもっていくというようなことでどうかという、今、修正案を配りたいというふうに思います。

暫時休憩します。

【休憩】 14 : 14

【再開】 14 : 16

議長 再開いたします。

今、お手元に配布した修正案で御審議をいただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

委員 今の文面で、ちょっと途中から読みますけども、幅広く住民サービスを提供する総合支所的な組織とする方向で、方向で法定協議会で検討します。方向を入れていただけないでしょうか。

議長 総合支所的な組織とする方向ということですか。

委員 はい、方向で。

議長 ただ、これは今までの原案は、総合的・支所的な組織とするということですから、何ら前回とも、今までの原案とも変わってはいないので、あえてその方向というような言葉を入れなければならないかということとは、ちょっと。ほかにも意見があればお聞きしたいと思いますけども。

変えたのは、幕別役場の現庁舎を本庁舎としてという部分であって、あと、以下は前段の文章と何も変わっていないわけですから、それにあえて言葉を入れる必要があるのかどうかということですが、

委員 今の方向性という文言なんですが、方向性という、そのとり方なんですけど、それは法定でもまだ不透明だというふうにもとられる部分もあるわけではないですか。

委員 今までの、前回、第2回の時も調整方針の中の文言につきましては、すべて検討するというものになっているので、法定協議会で決定というのではなくて、検討するというような文言で統一しているものから、これでいいのではないかと思いますけども。

別に法定協議会で、決定していくのだけでも、今までの従来の調整項目方針の中での最後の文言が、検討していくとなっておりますので、この表現でいいかなと思います。

委員 この組織とする方向としてということになれば、この組織とすることとしてということからいくというと、これ一歩後退の考え方ですよ。先ほど言ったように不透明になっちゃって、法定協議会で、方向でこうしたのだから、これは法定協議会で、それはまかりならないよといったら、これはどうにもならないですよ。

ですから、やはり、することとしてということになって、みんなが認めれば、この修正案のとおりをもって、幕別本町のいわゆる、あれを本庁舎にするということは決定になるけれども、方向とした場合には、先ほど言ったように、不透明もあるし、いろんな面で一歩後退ですから、その時に、いや我々は方向としてこういうことで提起したのだから、変えられたら法定協議会へいったって全然、修正案も何も、そんなこと関係ないことになっちゃうよ。

議長 ですから、今、言った修正案でお諮りをしていきたいということはどうでしょうか。今、言う方向云々はなくしてですね。

委員 すべて、任意協議会というのは、あくまでも今までの説明の中では調整方針ということで、決定ではありませんので、任意協議会の方針を受けて、正式に法定協議会で決定するので、別にある程度、法定協議会で任意協議会の方針を踏まえて、尊重してですね、決定していくことでありますから、それを受けて法定協議会でもそれに合わせて検討していくことになるかと思えます。

法定協議会というのは、議会の議決を得てですね、かなりそういった責任の重さというのは任意協議会とは当然違ってまいりますので、また、メンバーも増えますし。だからそれが、任意協議会の方針を踏まえてやるということはわかりますけどもね。

正式には法定協議会になれば、そこで100%任意協議会のこと、メンバーもある程度増えますし、変わる要素は想定しておかなければならないかなと思います。

議長 この文章で、法定合併協議会で検討することとする、ということによろしいということですね。

委員 方向で検討し、さっき言いましたけれども、法定協議会で検討しますというような、方向は。

議長 副会長。

副会長 これは前回、私の方から時期尚早だということでお話した件ですから、あえて皆さんですね、本庁舎内はどこに決まるかということは、言わずと知れたことだと思うんですよ。

ただ、基本的な事項というのは、やはり改めてそれぞれの議会で選出されるわけでありますから、そういう法定協議会の委員さんが、やはり最終決定をすると。もちろん任意協の場合は方向性でありますから、幅があるわけでありますけども。

ただ、今回の選択肢はですね、実名を挙げてしまいますと一つの選択肢に絞ったということになるわけですね。通常、あくまでも調整方針ですから、それは二つ以上の選択肢があってはじめてですね、それは調整方針が成り立つものだというふうに思うわけですよ。

したがって、お言葉でありますけども、この段階で何で、そういう具体的な一つの方向にですね、決めなければいけないのかというのが、一つあるわけあります。

これは、こういう形でいろんな具体的な数字がこれから任意協議会の中で出てくるわけですよ、いろんな仮定の数字も含めて。ただこれもこれが任意協議会で1回検討したことじゃないかと、それが法定協の中で足かせになる可能性がある、ほかのケースもあり得ると。

そういうことで、ちょっとそれぞれ言わせていただいていることだと思うんです。私ども、そういうようなスタンスでお話をさせていただいているところであります。当然、99.9%、これは幕別町ということは、誰しもが同じだと思うんですね。

もう一つ、これ、そんなこと言ったらまた問題提起になりますけども、その現庁舎というのも、本当にその財政シミュレーションをやってみなかつたら、総体的にもうちょっと検討してみなければわからないですね。本当に幕別さんの考え方が、これは相当数優先するわけでありますけども、本当に合併特例債の中でこういったことも検討しなくていいのかということもですね、よく考えていかないと、その住民の皆さんに対する説得力もちょっと欠けるのではないかと。

だけどこれはもう現庁舎というふうになってしまったら、そういう検討の余地はないということでありますから、そういうようなことも含めて、私どもはやはり、あくまでも調整というのはどういう意味かということをごすね、やはり本当は確認しておきたいなと、そういうような考え方というのがあるんですね。

委員 我々は一貫して、その思いは、考え方は変わりませんが、ここで私どもが責任を感じていなくてはならないということは、説明責任ですね。これ以降の住民の皆さんにどんなふうに説明ができるかということの責任なんですよ。

そういうことからいうと、こういうことだよと、今のお話のように、99.9%そうになっているというふうな言い方で、説明をするべきものなのか。いや、これは任意協の中で、概ねこういうふうな方向でやりたいというようなことになっていきますと言った方が、あえて住民の皆さんには理解してもらいやすい形になるのでないかというふうなことを思うのです。

その思いというのは、責任を感じるからですよ。お前ら、任意協に何遍も行っていて、何話したのだと、どういう方向性だと、いや、こういう方向性だと、じゃあ99%はこうだよ。そしたらそういうことになっちゃうんじゃないかということですから、そこまでやっぱり住民の皆さんに話をできる立場が、環境があるとしたら、これはこういうふうになりますというようなことが任意協で話し合われましたと、ついては法定協で正式に決定はしますけども、こういうふうなことを説明したいんですよ。

副会長 ですから、私もそう言っている手前、そんなにこだわるわけではないのです。ただ、はじめのですね、方針は3町村というふうになっているわけですから、それは要するに、御発言があって、今、調整方針を変えようということでありますから。ですから、そんなにこだわるわけでもないですけども、逆に私の方からすればですね、こだわるべきことなのかなという、そういう気持ちがあるわけですね。

それと、もう一つ先ほど言いましたように、こういう事例がいっぱい出てくると思うのです、数字をいっぱいその資料の中使っていますから。これは、あくまでも仮定だとかですね、推定だとか、そうい

う部分がいっぱいあるわけでありますから、これが仮に法定協にいった時に、こういったことが、今と同じような議論の中でですね、足かせにならなければ、そういう確認だけしていただければですね、そこだわるものではないのです。

調整方針というのは、幅があるというふうに私はですね、思っているのです。幅があってはじめて、それは決定じゃないのですから、決定方針じゃないのですから、あくまでも調整の方針ですから。やっぱり2択くらいの幅がないとですね、それは調整方針というのかということだと思っております。それだけなのです。

議長 ほかがございませんか。

副会長 だから、この修正案で結構だということですよ。

議長 いや、今、修正案でどうかということで、お諮りしたいのですけれども。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは協議第3号の、そのうちの協議項目4番、5番にあります調整方針につきましては、今、配布いたしましたように、「幕別町役場の現庁舎を本庁舎とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎は現行組織から管理機能を除く、幅広い住民サービスを提供する総合支所的な組織とすることとして、法定合併協議会で検討します」というふうに修正して、決定させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 異議ありませんので、その方針で決定をさせていただきます。

[協議第5号 3町村の合併の意義について]

議長 それでは次に、協議案第5号「3町村の合併の意義について」を議題といたします。

事務局より、説明をさせます。

局長 協議第5号「3町村の合併の意義について」を御説明申し上げます。

議案につきましては、A4版別冊で配布させていただいております3町村の合併の意義を御覧ください。

本議件につきましては、社会潮流と地域特性の両面から合併の必要性を整理するとともに、財政シミュレーションを用いながら合併の効果を検証したものであります。

また、合併の効果が期待される一方で、懸念される事項も想定されますことから、決定をいただいた事業計画には入っておりませんが、あえて懸念される事項につきましても、検討させていただきましたので、あらかじめ御了承いただきたく存じます。

1ページをお開きください。

1の「社会潮流からみた合併の必要性」につきましては、合併を検討するに当たり、全道・全国的な視点から、合併をめぐる代表的な社会潮流を3点にまとめたものであります。

1点目は、「地方分権の進展に伴う必要性」であります。

地方分権一括法の施行によりまして、地方自治体は住民参画を基本に自己決定・自己責任が求められております。地方分権に対応できる地方自治体をつくるのが求められているところであります。

2点目は、「少子・高齢化の進展に伴う必要性」であります。

少子・高齢化による経済へのマイナス影響、医療、福祉等の社会保障関連経費の増大による財政事情の悪化が考えられ、合併によって限られた財源の中で、住民サービスの効率化と人的資源の確保を進めていくことが求められているところであります。

3点目は、「効率のよい行財政運営を進めるために求められる必要性」であります。

地方交付税制度の見直し等が進められており、地方自治体によっては、基幹的な行政サービスに支障を来すことも考えられますことから、合併することによって、行財政基盤の強化と効率的な行財政運営を進めていくことが求められているところであります。

2ページになります。

2の「地域特性からみた合併の必要性」につきましては、3町村の地域特性を踏まえた合併の必要性を4点にまとめたものであります。

1 点目は、「日常生活圏の拡大からみた必要性」であります。

道路・交通網や情報通信網の発達などを背景とした、住民の日常生活圏の拡大に伴い、より一層、広域的な視点に立った施策展開を進めていく必要があります。

2 点目は、「豊かで魅力あるまちづくりを進めるための必要性」であります。

3 町村共通の基幹産業である農業の振興による北海道を代表する食糧基地の確立をはじめ、地域資源を生かした産業の一層の振興と、都市と農村の共生・交流が期待され、3 町村の多面的な機能の連携・強化によって、より豊かで魅力あるまちづくりを進める必要があります。

3 点目は、「少子・高齢化の進展に対応するための必要性」であります。

3 町村におきましては、今後も高齢化が進むものと予想されますことから、サービスの提供体制、専門的な人材の確保、介護等に係る人的資源の確保などが必要となります。

3 ページになりますが、4 点目は、「行財政基盤の強化、人材の育成・確保を図るための必要性」であります。

危機的な財政状況の中で、地方交付税の削減等がさらに進められた場合には、これまでのような行財政運営は困難となりますことから、行財政基盤の強化と行財政運営の効率化、さらには専門的分野に精通する人材の育成・確保を図り、住民サービスの向上を進める必要があります。

4 ページになります。

3 の「合併の効果」につきましては、考えられる効果を 3 点にまとめたものであります。

(1) は、「行政能力の強化と行政サービスの向上」であります。一つには専任組織や専門職員の増強など、高度な組織・体制づくりにより、政策立案能力が一層向上し、柔軟で横断的な総合的行政の展開や、新規事業の立案などが期待されます。

二つには、管理部門の集約化と専門的職員の配置により、サービス提供部門等を手厚くすることで、きめ細かいサービス提供が可能となります。

三つには、福祉施設等の選択肢の拡大などによる利便性の向上と、図書館、文化・スポーツ施設などの公共施設について、町村の枠組みを越えた利用が可能となります。

(2) は、「広域的視点に立った一体的・効果的なまちづくりの推進」であります。

一つには、各産業分野における高度化・規模の拡大や連携などによる総合的な産業振興施策の推進と、これに伴う多様な雇用の場の創出や雇用環境の向上により、持続的に発展可能な自立度の高い産業地域としての再構築につながることを期待されます。

5 ページをお開きください。

二つには、道路・交通・情報通信網の整備などが、従来の町村の枠を越えて、広域的な視点から一体的・効果的に実施できるようになるとともに、公共施設の効率的な整備・活用により、類似施設の重複が避けられることで、施設内容の充実も期待できます。

三つには、人口規模が大きくなることにより、より多数の多分野にわたる住民の参画・協働が可能となり、活動の活発化と内容充実、新たな活動の展開や団体の組織化等が期待され、3 町村の大きな課題である少子・高齢化に対応した、助け合い、支えあう地域福祉活動の充実が期待されます。

四つには、新町の情報の一体的・積極的な発信により、地域の「格」や知名度の向上、イメージアップが図られることや、若者の定住や商業の活性化、企業立地等が促進され、新たな地域の活力につながることも期待できます。

(3) は、「財政基盤の強化」であります。

一つには、合併により新町の財政規模が拡大し、財政基盤の強化につながるのと同時に、組織機構の再編や事務事業の見直しなどにより、従来よりも効率的な財政運営ができます。

6 ページになります。

二つには、町村長などの特別職や議員、各種委員会などの委員の数が減員されるとともに、総務、企画などの管理部門の集約化による職員数の削減により、経費が大幅に節減されます。

また、合併町村には国や道からの財政支援措置があり、これを有効に活用することができます。

7 ページ、8 ページをお開きください。

3 町村が合併しなかった場合、合併した場合の、それぞれの財政シミュレーションを載せております。このシミュレーションを行うに当たっての考え方を資料 16 ページ以下にまとめておりますので、お

開きください。

資料 16 ページであります。

まず、シミュレーションの考え方ではありますが、1 点目として、現時点での制度を基に将来予測を行っておりまして、退職職員の不補充や普通建設事業の圧縮については、一定程度見込んでおりますが、使用料・手数料等の受益者負担の見直しや、補助金の整理統合等、今後予想される行政改革の考え方は入っておりません。

2 点目としましては、収入や支出などの個別項目をまとめて推計したり、一定の増減率を使って額を推計する手法を用いております。

3 点目としては、三位一体などの今後の税財源の移譲や、現時点で内容が不明な制度の改正については考慮いたしておりません。

以上の基本的な考え方に基づき、3 町村がそれぞれ単独で財政運営をした場合のシミュレーションを合算したものが 16 ページのグラフですが、これによりまして、平成 16 年度以降歳入不足となり、平成 22 年度には 15 億円の不足になることが推測されます。

基金残高につきましても、平成 23 年度にマイナスとなり、平成 32 年度には累積赤字が 80 億円に達することが推計されます。

このシミュレーションの前提といたしましたのは、各町村の平成 14 年度の決算額を基本に推計しておりますが、歳入の地方交付税にあっては、平成 14 年度、15 年度実績を参考に、引き続き段階的に削減されるものとし、人口増減に伴う影響額を勘案して推計いたしております。

また、地方債のうち臨時財政対策債につきましては、引き続き平成 16 年度以降 21 年度までの間、段階的に縮小し発行するものとして推計いたしております。

一方、歳出の人件費につきましては、平成 15 年 4 月 1 日現在の職員数を基本に、定年退職者数に対し一定の補充率で採用者数を積算いたしております。

投資的経費につきましては、各町村で計画している事業を合算したところであります。

17 ページを御覧ください。

こちらは、3 町村が合併した場合のシミュレーションであります。

このグラフでは、平成 20 年度から平成 24 年度までは、3 町村の財政悪化が著しい時期に重なっております。また合併効果が完全に表れていないために、収支が赤字になる厳しい財政運営が予測されますが、平成 25 年度以降は人件費の削減など、合併効果により収支が改善され、基金残高も合併の水準にほぼ回復する推計となっているところであります。

合併後のシミュレーションにつきましては、基本的に 3 町村が合併しなかった場合の推計をベースにしておりますが、人件費の削減や合併支援策等を考慮し、推計いたしております。

下の段にもありますが、歳入の地方交付税にありましては、平成 17 年度以降は合併による算定替が行われるものとし、また、合併特例債などの償還費に対する交付税措置についても、考慮いたしております。

また、資料 20 ページ下段に示しております、国、道の財政支援策を活用するものとしております。

戻りますが、一方歳出の人件費では、1 カ所に本庁舎を置き、他の 2 カ所に総合支所を置くこととして、類似団体修正値を基に必要職員数を試算したところであります。

物件費・補助費等につきましては、合併により必要となる臨時的経費と、削減できる経費の両方を試算し推計をいたしました。

投資的経費につきましては、3 町村が既に債務負担行為などで支出が確定している費用に加え、最小限必要な事業費を試算し推計いたしております。

このように、3 町村単独では、それぞれ早晚基金が底をつく財政推計となっておりますが、合併することにより、健全な財政運営を行うことが可能であるという推計となりました。

なお、18 ページには、合併しなかった場合の 3 町村個別のシミュレーションを載せておりますので、のちほど御覧いただければと思います。

19 ページを御覧ください。

合併の効果といたしまして、人件費、物件費、補助費等の削減などについて、まとめたものであります。

人件費のうち一般職員分につきましては、平成 15 年 4 月 1 日の 3 町村の職員数に比べ 77 人の削減となり、平成 32 年までの削減額累計としては 11 億 6,000 万円になります。

特別職につきましては、7 人減員で、累計額 17 億 6,000 万円。議会議員については、現議員の任期を 2 年間延長する「在任特例制度」を活用すると仮定し、8 億 4,000 万円の削減になると推計されます。

20 ページをお開きください。

物件費につきましては、合併することにより電算システムの統合に要する経費や、看板、印刷物の名称変更等に要する経費などの臨時的な経費の発生が見込まれ、過去に合併した町村事例を参考に、平成 15 年度から平成 17 年度にかけて 5 億 6,000 万円の費用、うち一般財源 3 億 3,000 万円を見込んでおります。

また補助費等についても、法定協議会負担金など 3,600 万円程度、うち一般財源で 220 万円程度の臨時的費用が必要となるものと積算をいたしました。

また、逆に、合併することにより削減される経費といたしましては、物件費では、臨時職員賃金や外部に管理を委託していた業務を直営に切り替えるなど、平成 17 年度単年度で約 1 億 7,000 万円、補助費等では一つの町になることにより不要となる各種負担金が、約 1,700 万円と見込まれました。

これらは、平成 17 年度以降も引き続き削減されることとなりますが、財政推計に当たりましては、事務事業の見直しや再委託への切替え時期など不確定要素を含んでおまして、平成 32 年度までの累計額を算出することは困難でありますことから、平成 17 年度単年の削減額を表記させていただいたところであります。

下段に、合併した場合の国、道の財政支援措置を表にまとめております。

制度内容につきましては、協議第 7 号で御説明申し上げることといたしておりますので、ここでは説明を省略させていただきますが、このシミュレーションの作成に当たりましては、これら支援措置を有効に活用することとして推計を行ったところであります。

21 ページを御覧ください。

将来人口推計の表を載せておりますが、このシミュレーションを行うに当たりまして、その前提となる人口推計は、昨年、北海道が作成した財政推計で用いられた人口推計数値を使用することとしたところであります。

別冊の 3 町村合併の意義、7 ページ、8 ページにお戻りください。

ただ今、申し上げました考え方に基きまして、推計いたしました財政シミュレーションのうち、平成 17 年度、22 年度、27 年度、32 年度の 5 年ごとの数字を表にまとめたものであります。

9 ページをお開きください。

4 の「合併により懸念される事項」につきましては、合併に対する様々な不安や懸念が想定されますことから、その対応方向について、6 点にまとめて検討・整理したものであります。

につきましては、「住民サービスの低下や費用負担の増大に対する懸念」であります。

サービスと負担の調整につきましては、「サービスは高く、負担は低く」が望まれるところではあります。単純に一元化を図ると行政負担が増大し、行財政運営に支障を来すおそれもありますことから、公平性、健全な行財政運営、受益と負担との適正化などを総合的に勘案して、合併後のサービスのあり方を定めていく必要があります。

につきましては、「行政区域の拡大、議員の減少により、地域住民の意見が行政に反映されにくくなるのではないか」という懸念であります。

これにつきましては、住民の意見を十分踏まえた新町建設計画の策定、地域審議会の設置、町政モニター制度など、住民の意見を十分に反映できる仕組みづくりなどが必要となります。

10 ページになります。

につきましては、「一部地域だけが発展をして、それ以外の地域がさびれてしまうのではないか」という懸念であります。

これにつきましても、前記と同様、合併前に十分協議し、新町建設計画への反映や地域審議会の設置等により、住民の意見を十分に反映する仕組みづくりを進める必要があります。

につきましては、「役場本庁の位置変更による利便性低下の懸念」であります。

これにつきましては、新町役場以外の町村役場は、総合支所とすることで、これまでの機能がほとん

ど残り、大半の住民サービスについては、現在の町村役場、総合支所として対応することが可能となります。

につきましては、「各地域への愛着や独自性の消失への懸念」であります。

これにつきましては、歴史や文化、伝統は、その地域に住んでいる人々が醸成し、維持されるものと考えられますことから、地域・コミュニティの自立的な活動を支援・促進する仕組みや、各地域の歴史・文化、伝統等を保存・継承する施策についての検討・調整が必要となります。

11 ページをお開きください。

につきましては、「行財政の効率化により、行政サービスの低下につながらないか」という懸念であります。

行財政の効率化につきましては、総合的な視点から、簡素で効率的なシステムを構築するため、行政評価システムの導入など計画的・段階的な改革によって進めていく必要があります。

また、行政サービスの維持・向上を図りながら合併を実現するためには、本庁と支所等との適正な役割・機能分担、情報ネットワークの強化を進める必要があります。

財政面では、主要財源である地方交付税が今後も減少することが予想されますので、目標を設定した計画的な財務体質の強化を進める必要があります。

以上であります。

議長 協議第5号「合併の意義について」、説明を終わりました。

これに関わりまして、何か御質疑、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうぞ。

委員 資料の17ページ。先ほどの説明だと、平成20年から平成24年まで、確かに収支についてはマイナスだということの説明いただきました。

しかしながら、この基金、3町村合わせて86億2,000万円くらいあるわけです。その中で、合併しなかった場合はどんどんここで基金残高を取り崩して行って、注入しているわけですけど、多少なりとも、この合併した場合の基金が、まだこの図で見ると、かなり余裕があるようにも見えます。

なぜこんなことを言うかということ、合併しても収支はこの20年から24年はマイナスなのだといったようにとられる部分が多々あるのではなからうかと。しかし、見る側においては、合併してもしなくても赤字が出るから、合併しなくてもいいのではないかという、その捉え方も一部ではあるのではなからうかと、こう思います。

そんな中で、基金の取崩しをもう少しここで、この5年間で約20億ぐらいだと思います。したがって、86億ある中の20億、24億ですか。そういったことの方が幾らかでも、合併する方に和らげる部分があるのでなからうかということですけど、いかがでしょうか。

局長 棒グラフにつきましては、単年度収支を表しております、単年度収支であります。

今、その5年間、基金を取り崩してということは当然のこととして、基金を取り崩して歳入歳出のバランスをとるということになります。これは単年度収支。そして、折れ線グラフ、これは基金でありますけれども、基金の累計額であります。これが最終的に累積される赤字を補填をしながらどうなるのかということを表したものでありますから、20年から25年までの単年度収支赤字につきましては当然として基金を使用し、収支バランスをとるというようなことで御理解をいただければというふうに思います。

議長 ほかに。

委員 財政のシミュレーションのことでちょっとお伺いしたいのですが。

単独で存続した場合の推計ですけれども、現状のサービスで、現状の負担でやっていくということになっておりますけれども、帯広でお話あった、芽室の町長さんがおっしゃったように、現状もきちんとスリム化したものと、それから将来もスリム化したものと合わせなければ、出発点が違うから、いわゆる二つの物差しでやっていたら相違点を比較するのにちょっと問題があるのではないかということがあってですね、しかもそれ、帯広市長さんがそれもそうだということで、やり方を云々するということが、報道でしか知りませんけれども。我方の計算はどのようになっているかについて、お伺いをしたいと思います。

計画調整班長 今、御質問にありましたことに対しまして、御説明を申し上げますが、単独でいった場合におきましては、一応ある程度、財政、物件費、補助費等、人件費等、ある程度削減していった中のシミュレーションを単独、それぞれの町村で計算していただいております。

ここで、合併したあとにつきましては、合併の効果によって起きる、さらにその部分で加わる部分の効果的な削減部分と、それから合併によって伴う経費を足した形になっておりますので、同じような条件のもとで比較しているということになると思いますが、ちょっとわかりにくかったですでしょうか。

単独の部分につきましても、それぞれの町村の個表では、交付税も当然減らしていただいておりますし、それに伴いまして、補助費、物件費、人件費等もですね、例えば二人辞めたら一人採用するというような形ですね、その中にある程度、行政改革的な要素も含めた中で単独の表を作っておりますので、それを合わせたやつに、合併によって起きる、それによって生じるものをある程度拾わせていただきまして、この説明の中でもございましたが、委託料ですとか、賃金的なものは合併によって減るであろうと、それから負担金的なものは、3町村で払ったものが一つになりますので減るだろうと、そういったものをその合併で足ささったものに、あっ、単独で足ささったものに加えたものが合併の推計でございますので、同じような条件でいった場合の比較になっているというふうな私たちの認識で、これは示させていただきました。

委員 それは非常に、そのシミュレーションというのは難しいと思うんですね。例えば、私どもの場合、こういう言い方は悪いのかな、例えば忠類村の場合ですと、現行のサービスでいったらこの辺で予算が組めなくなりますよと。そしてある程度のサービスを減らす、負担を増やす、そうしてやっていくとこの辺で予算を組めなくなりますよと。

私は、そういったことで3段階くらい示されて、なるほどというようなことで認識をしていたわけですが、それでも、それが各町村同じような考え方で、それを集計するというのは、かなり高度な難しい、コンピュータでもはじかなかつたら出てこないような数字があって、これが積み重なったのだと思うのですけども。

今、一番、私どもが心配するのは、芽室の町長さんがおっしゃったような形で、従来はこうやっているけれども、ちょっとこれ特別なのだというようなことが報道で出ていますので、だからやはりそういうような、従来はこうやっていたけれども、より現実に近いものということでやっているところがあるとするば、我方の計算がどうなっているのかな。

特にこれからそれぞれ住民の人と話し合いをしなければならない時に、また新しい物差しが一つあとから出てきたけれども、それとの整合性はどうなっているのだというようなことになりはしないかなと思って、一応お聞きしたのです。

議長 恐らくおっしゃられているのは、投資的経費に係る分かと思うのですけども、今、事務局から説明あったのは、入ってくるお金を積算、見込んで、そして人件費ですとか、物件費だとかというのはある程度年次で積算できると。

ただ、今、言われているのは、この投資的経費に充てるお金というのは、これは今までそれぞれの町や村が総合計画なり、実施計画をもって進めている経費ですから、これらが今後の合併、あるいは歳入状況によって、その計画というものは当然変わってくる、見直しをしていかなければならないのだろうというふうに思うのですけども。

今、このシミュレーションの中ではそれぞれの町が、村が抱える総合計画、実施計画の中で予定されている、計画されているような社会的整備、資本的整備の積み上げで、今、終わっていると思いますけれども、そういったものがこれからの時代の流れの中、財政状況の変化の中で当然変わってくるのだろうと思いますけども。

人件費、物件費は先ほど言いましたように、そう大きなあれはないと思いますけど、いかにそうしたもので節約できたものが社会資本整備、資本的経費に充てられるか。それはやっぱり大事なことであり、1番住民の皆さんからも、合併して予定していた道路がやらなくなってしまうのでないとか、そういったことがこれからの大きな課題になってくるのだろうというふうに思っています。

委員 わかりました。

議長 あと、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 なければ、協議第5号につきましては、原案のとおり承認することで決定をさせていただきます。

[協議6号 新町の将来像と方向性について]

議長 次に協議第6号「新町の将来像と方向性について」を議題といたします。

事務局より、説明いたします。

局長 協議第6号「新町の将来像と方向性について」を御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

三折にしてあるA3版のものでありますが、「新町の将来像と方向性」につきましては、第2回任意協議会において決定されました「作成の基本視点」にのっとって策定させていただいたところでありませぬ。

それでは、最初に策定の手順につきまして、資料を御覧いただきながら、簡単に御説明をさせていただきます。

資料の22ページをお開きください。資料の1番最後のページになります。

「新町の将来像と方向性の基礎資料」となっておりますが、本資料につきましては、現行の3町村の総合計画に謳われておりますキャッチフレーズ及び基本目標、現在のまちづくりの特色、さらには新しい町で生かしていくまちづくりの方向性をまとめたものであります。

表の左上に「テーマ」とありますが、これは3町村の現総合計画のキャッチフレーズであります。

次に、2段目の「まちづくりの柱」につきましては、同じく3町村の総合計画において、基本目標とされているものであります。

続いて3段目になりますが、それぞれの町村における「まちづくりの特色」を大まかに分析したものであります。例えば、忠類村を例にとりまして申し上げますと、「酪農を基幹産業とした農業農村を生かした村づくり」などが特色として位置付けられております。

今回、「新町の将来像と方向性」を策定するに当たりましては、3町村の総合計画をベースにしつつ、これら地域の特色を最大限生かすことにより、合併後においても、地域の均衡ある発展が図られるものとの認識のもと、取りまとめを行ったところであります。

そこで、1番下の欄にあります、「合併後の新たな自治体になった利点を生かしたまちづくり」であります。合併により大きな自治体となった場合に、それぞれの特色あるまちづくりと、新たに展開が期待される施策を融合させたものを列挙したものであります。

一つ目は、北海道の中でもトップレベルの先進的な農業経営を目指す、とするものであります。

二つ目は、それぞれの地域の特色ある観光ゾーンを結びつけ、集客力のアップとまちの活性化を図る、とするものであります。

三つ目は、それぞれの地域の特色や魅力あるまちづくりを継承し、人それぞれのニーズにあった地域の創造を目指す、とするものであります。

四つ目は、行政サービスや生活水準の確保のため、経費の削減と健全な財政運営を目指す、とするものであります。

五つ目は、人口増加を視野に入れた発展性のあるまちづくりを目指すとともに、まちづくりの特色を全国に発信する、とするものであります。

六つ目は、企業立地促進や大規模商店街と小規模商店街の共生を図る、とするものであります。

さらに、七つ目は、民間活力を最大限引き出し、地域に密着した保健・医療・福祉サービスの展開を堅持する、とするものであります。

最後に八つ目として、公共施設のIT化を進め、行政サービスに支障を来さない施策を展開する、とするもので、全部で8点を挙げさせていただいたところであります。

新町のまちづくりを進める上で重要なポイントといたしまして、現時点で想定されるこのような特色を「新町の将来像と方向性」に反映させたところであります。

それでは、再び議案書の4ページをお開きください。

まず左側に将来像として、10項目を挙げさせていただきました。

各町村の総合計画を見ますと、概ね五つくらいの大きなタイトルで分類することが一般的であります。任意協の役割といたしましては、より具体的に表すことにより、住民の方々に理解していただける

ものとの考え方を基本とし、10項目の将来像を設定させていただいたところであります。

左側の「将来像」が右側の「方向性」にリンクをし、派生・展開するという関連性がありますことから、左右を同時に御説明させていただきたいと思っております。

1番目といたしましては、「北海道に誇れる特色ある足腰の強い農林業のまち」であります。方向性につきましては、食糧基地としての役割と北海道に誇れる特色ある農業の構築など、農業を中心とした第1次産業の振興を目指すものであります。

2番目といたしましては、「保健・医療・福祉が充実した健康と安らぎに満ちた町」であります。弱者に配慮した人にやさしいまちづくりや、地域医療・予防医療に力点を置いた健康づくり、在宅福祉の充実などを目指すものであります。

3番目といたしましては、「生涯学習・生涯教育が充実した子供たちが夢を描けるまち」であります。学習・教育のための環境づくり、スポーツ、芸術文化の振興、人材の育成などを目指すものであります。

4番目といたしましては、「特色ある商工業の発展と観光ゾーンが機能的に結びついた魅力あるまち」であります。農業との協調による特色ある商店街の形成、十勝の観光拠点などを目指すものであります。

5番目といたしましては、「住みやすい生活環境を整えた自然にやさしいまち」であります。自然保護・自然を生かしたまちづくり、生活環境の整備による快適なまちの形成などを目指すものであります。

6番目といたしましては、「地域格差の解消ときめ細かな行政サービスを展開するまち」であります。公共施設のIT化によるきめ細かな行政サービス、専門職員の充実による住民ニーズへの対応などを目指すものであります。

7番目といたしましては、「災害のない安心して暮らせるまち」であります。消防・防災・救急体制の強化、災害のないまちを目指すものであります。

8番目といたしましては、「都市と農村が共生する住民との協働のまち」であります。地域の特色あるイベントを生かした元気なまち、都市と農村が共生、住民との協働のまちづくりなどを目指すものであります。

9番目といたしましては、「住宅関連事業と定住促進による発展性のあるまち」であります。住宅関連事業による生活水準の維持向上、定住促進事業の展開などを目指すものであります。

10番目が「健全な財政運営に努めるまち」であります。効率的で健全な財政運営、住民の生活水準の維持に努めつつ、住民負担の公平化と受益と負担の原則による住民サービスの展開を目指すものであります。

以上であります。

議長 協議6号「新町の将来像と方向性について」、今、事務局から説明がありましたけれども、これに関しまして何か御意見・御質疑等ございますでしょうか。

(なしの声あり)

議長 なければ協議第6号については、原案のとおり承認することで決定をさせていただきます。

[協議第7号 国・道からの財政支援について]

議長 それでは次に、協議第7号「国・道からの財政支援について」を議題といたします。

事務局から、説明いたします。

局長 協議第7号「国・道からの財政支援について」を御説明申し上げます。

議案書の別紙2、6ページをお開きください。

合併町村に対しましては、合併直後におけるまちづくりの支援や、行政基盤の強化を図るために、国や道から様々な支援措置が講じられているところであります。

別紙2につきましては、合併移行に要する経費、合併後に臨時的に必要な経費、合併後の新たなまちづくりに要する経費などに対します財政的支援につきまして、支援措置の区分ごとに取りまとめたものであります。

なお、ここに掲げております財政支援につきましては、4の 合併移行経費に対する特別交付税措

置及び5の 合併推進債を除きまして、いずれも平成 17 年 3 月 31 日までに合併した町村が対象となるものであります。

まず、一つ目が、国からの合併市町村補助金であります。

本補助金につきましては、市町村計画に位置付けられました交流、連携、一体性強化のために必要な事業に要する経費につきまして、3年間で限度として補助が行われるものであります。

補助金の限度額につきましては、合併関係町村の人口規模に応じて定められておりまして、3町村の場合には単年度 9,000 万円、3年間で 2 億 7,000 万円となっているところであります。

二つ目が、道からの合併支援補助であります。

本補助金につきましては、北海道地域政策補助金のメニューの一つに位置付けられているものでありまして、補助対象は国の補助金と同じであります。補助率が 2 分の 1 であること、ハード事業、ソフト事業ごとに、それぞれ補助金の上限額、下限額が定められている点が、国の補助金と異なっているところであります。

三つ目が、普通交付税の措置であります。が、いわゆる合併補正と言われている措置、が合併算定替であります。

の合併補正につきましては、合併直後に必要となります行政の一体化や住民サービスの水準調整等に要する経費につきまして、5年間、通常の普通交付税に上乗せして措置されるものであります。

措置額につきましては、合併後の人口を基に、合併関係町村数による補正を行って算出されますが、3町村の場合には単年度 6,200 万円、5年間で 3 億 1,000 万円程が措置されることとなっているところであります。

の合併算定替につきましては、合併後 10 年間、毎年算定する普通交付税額が、合併がなかったとして旧町村ごとに算定した額の合算額を下回らないよう保障し、さらにその後の 5 年間につきましては、合算額との差額を段階的に縮減する激変緩和措置が講じられているものでありまして、合併後 16 年目に、合併後の本来の算定額となるものであります。

四つ目が、特別交付税の措置であります。が合併後の経費、が合併移行経費に対して措置されるものであります。

まず、の合併に対する特別交付税措置であります。合併を機に行う施設整備や公共料金格差是正など、合併後の財政需要につきまして、1年目に 5 割、2年目に 3 割、3年目に 2 割をそれぞれ措置されるものであり、3町村の場合におきましては、1年目 2 億 1,000 万円、2年目 1 億 2,600 万円、3年目 8,200 万円、3年間で合計 4 億 2,000 万円程が上限として措置されることとなっているところであります。

の合併移行経費に対する特別交付税措置につきましては、冒頭申し上げましたように、今まで御説明した支援措置が平成 17 年 3 月 31 日までに合併した町村を対象にしているのに対し、本措置につきましては、関係町村において合併の議決をした日から合併の期日までに行う電算システム統一等の合併移行経費を対象とするものでありまして、要した経費の 2 分の 1 が措置されるものであります。

最後の五つ目は、地方債であります。

の合併推進債につきましては、道から合併重点支援地域の指定を受けた場合に、合併を推進するための公共施設整備の単独事業に要する経費について、その 90%を地方債をもって充てることができるものであり、元利償還金の 50%が後年次に普通交付税措置されるものであります。

の合併特例債につきましては、市町村建設計画に基づいて行う公共施設の整備や、地域住民の連帯強化等のために積み立てる基金造成に要する経費について、その 95%を地方債をもって充てることができるものであり、元利償還金の 70%が後年次に普通交付税措置されるものであります。

なお、合併特例債につきましては、起債可能額が定められておりまして、3町村の場合には、建設事業で 94 億 1,000 万円、基金造成で 15 億 6,000 万円となっているところであります。

以上です。

議長 協議 7 号「国・道からの財政支援について」、事務局から説明がありました。これらについて何か御質疑ございませんでしょうか。

ありませんか。

(なしの声あり)

議長 それでは、協議7号「国・道からの財政支援について」は、原案のとおり承認することで御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議ありませんので、協議第7号は、原案のとおり承認されました。

[その他]

議長 協議事項は以上でありますけれども、その他といたしまして、私の方から1点、お話をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、次回、第4回の任意合併協議会は10月20日、月曜日ですが、午後2時から幕別町百年記念ホールにおいて開催をさせていただきたいというふうに思います。詳しくは、後日文書をもって御案内を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、住民説明会の開催についてでありますけれども、本日まで、第3回の任意協議会が開かれました。これらの協議内容をもとにダイジェスト版を発行し、3町村全戸に配布する予定となっております。

ダイジェスト版発行後、それぞれの町村において住民説明会を開催いただき、協議内容と協議結果を住民の皆さんに御説明していただければというふうに思います。

合わせて参加された住民の皆さんから、御意見や考え方をいただき、その内容を含めて第4回の協議会において、事業計画にあります「住民の意向把握」を協議議題といたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

私の方は以上ですけれども、この際であります、委員の皆さんの方から何か御意見等がございましたら、お伺いしたいと思います。

委員 一つお伺いしたいのですが、道職員の派遣の件ですけれども、7月の助役会あたりの説明では、任意協議会を7月に立ち上げたら道から派遣すると。法定協議会を10月に決定された場合に、道は派遣するといっているのですが、その10月以降の、例えば11月に法定協を立ち上げた場合はどうか、そういった見通しについてはどのようになっているか、お伺いしたいのですが。

議長 事務局。

次長 私の方から御説明させていただきます。

実は先だって、札幌で道内の合併協議会のすべての事務局が参加をいたしました事務局会議がございまして、その中でもそういったことの説明があったわけですが、今のところはその方針が変わっていないということで、江本委員さんの言われた形での7月任意協、10月法定協という形は、今のところはまだ変わっていないということでございまして、今のままでいきますと10月いっぱいでの職員派遣という形、10月いっばいに法定協であれば職員派遣という形になるかと思いますが、その形の具体的なことにつきましては、次回の第4回の協議会においての協議議題というふうに事務局としては考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長 ほかがございませんでしょうか。

委員 今、全道の事務局会議があったというふうに報告されましたけれども、その会議では、いわゆる情報分析として、将来的に情報として得られるものの中身は何らなかったわけですか。

例えば最終答申、あるいは自民党の人たちが何を考えているかについても、そういう情報交換はなかったですか。

次長 実は各任意協議会、法定協議会の事務局とも、そういった面も非常に期待しながら行っている雰囲気がありありでございましたけれども、いわゆる厳しい内容の推測でしかないのが実際の説明の現状でございまして、例えば具体的に言えば、重点支援地域の関係の説明の中でも、道からの地域政策補助金等の支給につきましても、今のところは重点支援地域の指定でなければ、現実問題として、対応しきれなくなる可能性がある。決まっていることではないけれども、そういった可能性もあるというような、どちらかというと厳しい目のものが非常に多い会議でございました。

ただ、実際はかなりの部分での資料も含めて、情報交換等がかなりなされました部分でございまして、我々事務局といたしましては非常に役に立った会議ではございましたが、目新しい収穫的なものはほとんどなかったというふうに考えております。

議長 ほかよろしいでしょうか。

事務局、何かありますか。

局長 ただ今、会長からお話がありましたダイジェスト版につきましては、現在作成中であります。これよりお配りいたしますのは、校正段階のものでありますが、あらかじめ体裁及び内容等について御承知おきいただきたいというふうに思います。

なお、納品につきましては、今月の29日となっております。今、お配りいたします。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

[閉会]

議長 それでは本日の日程、全部終了させていただきました。

以上をもちまして、第3回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会を閉会させていただきます。

どうも、ありがとうございました。

15:23 閉会